

東洋町チャイルドシート補助金

乳幼児を交通事故から守るため、チャイルドシート装着が義務づけられるのにあたり、乳幼児を持つ保護者の方の経済的負担を軽減することを目的とし、チャイルドシート購入に要する経費の一部を町が負担する制度です。

【補助対象経費】

- ・ ベビーシート、チャイルドシート、一体型シート購入費

【補助対象者】

- ・ 東洋町内に住所を有する者で、年齢6歳未満である者の保護者の方

【補助額】

- ・ 購入経費の2分の1（上限15,000円）。1円未満は切り下げとします。

【申請の方法】

- ・ 申請をする方は、申請書を総務課にてお渡しいたします。ご記入、ご捺印のうえ、領収書（コピー可）を添えてご提出ください。



【お問い合わせ】

東洋町役場総務課 交通安全担当
0887-29-3911